

令和4年8月23日

福津市議会
議長 江上 隆行 様

総務文教委員会
委員長 蒲生 守

総務文教委員会報告書

令和4年第4回福津市議会定例会において、本委員会に付託をうけておりました所管事務調査について、その調査結果を会議規則第110条の規定により、下記のとおり報告いたします。

記

1. 調査事項

防災の取り組みについて

2. 期日

令和4年7月12日（火）

3. 調査にあたって

(1) 防災について

郷づくり推進協議会等で行われている防災訓練の活動状況と市の支援体制について調査した。

(2) 消防団について

消防団活動費の支給対象および地域との連携による団員確保について調査した。

(3) 避難行動要支援者の個人情報の取り扱いについて

避難行動要支援者の市における対応について調査した。

4. 調査結果

(1) 防災について

①防災訓練の取り組み状況について

市は西山断層による地震規模をマグニチュード 7.3、最大震度 6 強と想定し防災訓練を行ってきた。風水害や土砂災害については、気象庁などの関係機関から出される予報により一定の備えができることから、予測が難しく突然発生する地震の訓練を重視している。

この 2 年間はコロナ禍による密を避けるため、シェイクアウト訓練を中心に行ってきたが、全市一斉訓練の開催 8 回目となる今年度は従来の形に立ち返り、各地域の任意訓練までを含め実施する予定である。

②防災に係る郷づくり推進協議会の活動状況と市の支援体制について

地域防災力向上のため各郷づくり推進協議会に地域防災推進員を配置する方針であり、令和 2 年度に 35 名を任命している。地域防災推進員については、各郷づくり推進協議会から推薦者を決定、市が主催する基礎的な防災知識を習得する講習会に参加し、任命後も年に 1、2 回スキルアップ研修に参加する。推進員には刻々と変化する防災事情について、最新の知識習得に努め各郷づくり地域や自治会における防災活動をサポートしてもらう。また一斉防災訓練において、推進員は必須訓練や任意訓練の向上に繋がるよう主体的にかかわる。

市は、賞味期限が近くなった備蓄食料品を交換前に郷づくり推進協議会に提供し、郷づくり推進協議会は防災訓練時に参加者へ試食として提供している。また市は一斉防災訓練時の任意訓練において、消防署や自衛隊等の派遣依頼についても、各地域の要望に基づき可能な範囲で対応している。

(2) 消防団について

①消防団組織変更に対する市の方針について

消防団組織の変更は、分団長会議等で協議が行われてきた。その中で、現在の団長 1 名、副団長 2 名の計 3 名体制から、副団長を 1 名増の 4 名体制にしたい旨の報告がなされている。

市では「福津市消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例」により、団員の定員数が決まっていることから、条例改正が必要となる。現状は市の方針が定まっていない。

②消防団活動費の支給対象について

国の消防庁長官通知である「非常勤消防団員の報酬等の基準」および「非常勤消防団員の報酬等の基準に係る留意点について」を踏まえ、令和4年度から年額報酬や出動手当等については、団員の個人口座に直接支払いを行っている。消防団活動において必要となる、その他の経費（装備や被服費等）については、別途予算措置をしている。

③地域との連携による団員確保について

消防団員数について、条例定数では361名の定員だが、現在任用している団員数は279名と定員数を割り込んでいる。団員数を確保するため、市や各分団においても団員確保に向けた取り組みを常時行っているが、なり手不足が続いている。

(3) 避難行動要支援者の個人情報の取り扱いについて

①個別避難計画について

個別避難計画とは、災害対策基本法により、高齢者や障がいのある人等の要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難な人を円滑かつ迅速に避難できること、また避難所等における支援体制を整備することを目的として必要な事項を記したものである。

市においては、地域支えあい制度と連動して避難行動要支援者名簿と個別避難計画を作成し、平常時においても日ごろから地域社会の中で支援を受けられるような制度を整備している。

②避難行動要支援者の把握と避難行動要支援者名簿の登録要件について

要支援者の把握と登録要件については以下のとおりである。

- (ア) 介護保険法における要介護3以上で福祉施設等に入所していない者
- (イ) 身体障がい者手帳1、2級で福祉施設等に入所していない者
- (ウ) 療育手帳Aで福祉施設に入所していない者
- (エ) 精神障がい者手帳1級で福祉施設等に入所していない者
- (オ) 地域支えあい連絡カードで「災害時に一人で避難できない」の項目にチェックした者

③避難行動要支援者の個人情報の取扱いについての現状と課題について

要支援者名簿については、支援団体である各郷づくり推進協議会や、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、宗像地区消防本部、宗像警察署に

貸与しており、日ごろの見守り等に活用している。課題として、今年4月現在の名簿対象者 2,091 名のうち、外部提供に同意した方が全体の 54% の 1,124 名に留まっており、対象者とその家族が、自身の世帯構成や対象者の心身の状況を公表したくないといったことが多数を占めていると考えられる。

なお災害対策基本法では、災害時においては必要なすべての情報について、本人の同意を得なくても貸与できていることになっている。

5. 委員会としての意見

近年線状降水帯により短時間雨量が増大することによる洪水の被害が日本各地で発生している。市は地震災害を想定した訓練を行っているが、洪水を想定した避難訓練も必要と考える。

これまでに行われた一斉防災訓練のなかで、避難確認の目印として玄関にタオルを取り付けるよう指示があった。過去の訓練時には窃盗被害も発生しているため、対策を明示して訓練をお願いしたい。

地域防災推進員の拡充は地域の防災意識を高めるうえで大切な事業であり、消防団、郷づくり推進協議会、地域防災推進員が一体となって災害時に活動できるように役割分担を検討いただきたい。

消防団の副団長増員要請に対して、市は早急な判断が必要と考える。団員になられる方の多くは自営業であることから、新規団員確保に向けて個々にお問い合わせに行くことが大切ではないか。団員数の増強は急がれるところではあるが、定員に達していない現状であれば、定員に達成していない人件費分の予算を消防器具整備等に充てるべきと考える。

個人情報の取り扱いには相手の同意が前提となる。地域支えあい制度と連動して避難行動要支援者名簿と個別避難計画を作成している取り組みは重要なものとする。個人情報の開示に難色を示しておられる方については、相手の状況を勘案しながら粘り強く案内をしていただきたい。開示可能な情報については、サポートする側の目的を明確にした上で、災害時に援助できるよう共有していただきたい。

近年の災害はいつ、どこで起こるか分からない状況となっているが、自助、共助の力で人命が助かる事例も多く報告されている。市においてはこのことを鑑み、自助、共助の力をサポートするような、市民に寄り添った行政運営をお願いしたい。